第十条の四の二第三号、第十条の十二の二第三号及び第十条の十六の二第三号中「財団法人地球環境戦略研究機関」を「一般財団法人持続性推進機構」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第九号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構並びに独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構並びに独立行政法人労働政策研究・研修機構」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

人事院規則九―六―七二

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第八号中⑽を⑾とし、(7)から⑼までを(8)から⑽までとし、(6)の次に次のように加える。

(7)　臨床工学技士

附　則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年九月三十日

人事院総裁　江利川　毅

○公正取引委員会規則第四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「二十九人」を「三十一人」に改める。

第二条の八第一項中「三百二十二人」を「三百二十八人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第十号

天皇皇后両陛下は、鳥取県において開催される第三十一回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十月二十九日から同月三十一日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十三年九月三十日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○金融庁告示第八十七号

リライアスター・ライフ・インシュアランス・カンパニーが日本における保険業を廃止したことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項第一号の規定により同社の同法第百八十五条第一項の外国生命保険業免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

○金融庁告示第八十八号

チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　神戸　博幸　埼玉県鳩ヶ谷市南六丁目九番十二号　九百十五号

○総務省告示第四百三十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会が平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、平成二十四年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十三年九月三十日

総務大臣　川端　達夫

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○総務省告示第四百三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月三十日

総務大臣　川端　達夫

一　名　　称　ゴラン高原派遣輸送隊

二　国外派遣期間　平成二十三年十月一日から平成二十四年二月二十九日まで

三　派遣人数（概数）　四十五人程度

四　派遣地域　イスラエル国及びシリア・アラブ共和国

○法務省告示第四百四十九号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年九月三十日

法務大臣　平岡　秀夫

指定の効力が生ずる日　平成二十三年十月三十一日

登記所　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十八号）の規定により同日から廃止される法務局及び地方法務局の支局及び出張所